

登録ボイラー実技講習機関の登録事項変更の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第19条の24の37の規定による第19条の24の34第2項第2号の変更の届出があったので、同省令第19条の24の46の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- 1 登録ボイラー実技講習機関の名称 一般社団法人日本ボイラ協会
- 2 登録ボイラー実技講習機関の住所 東京都港区新橋五丁目3番1号
- 3 代表者職氏名 変更前 会長 刑部真弘
変更後 会長 辻 裕一
- 4 変更年月日 令和6年6月20日

令和6年6月7日

島根労働局長

